

(様式第2号)

監委第26号
令和8年6月12日

太田市市長 穂積昌信様
太田市議会議長 渡辺謙一郎様

太田市監査委員 長瀬裕一
太田市監査委員 高田靖

定期監査結果報告書 (消防本部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 消防本部（消防総務課、予防課、警防課、救急課、通信指令課、中央消防署、東部消防署、西部消防署、大泉消防署）
- 4 監査の着眼点 (1) 勤務管理（休暇、時間外勤務、振替等）は適正か。
(2) 財産管理（備品・公用車）は適正か。
(3) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
- 5 監査の実施内容
 - (1) 監査の方法
定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和7年度（監査基準日：令和8年3月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。
 - (2) 監査の期間
令和8年4月23日から令和8年5月12日まで

6 監査の結果

消防本部における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

ただし、事務処理において一部留意すべき事項が見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

監査の結果については以上のとおりであるが、今回の監査について次のとおり意見を付記する。

- ①火災については、発生原因をしっかりと突き止めて、予防対策を全面に打ち出すことが大切である。トラッキング現象による火災の発生事例など、具体的な予防対策を市民に周知することで火災の減少に繋がると考える。これからも消防本部と消防署が連携して職務を遂行し、災害の少ない街、市民が安心して暮らせる街となるよう期待する。
- ②近年は消防団員の確保が厳しい状況であるが、様々なアイデアを取り入れながら団員の確保に努めてもらいたい。
- ③消防職員は厳格な組織統制のもと、日々訓練し、厳しい環境の中で職務に当たっている。職員が前向きに職務に取り組めるよう心身のケアを充分に行うことを申し添える。